

## かすがい子育て応援ガイドブック協働発行业者募集要領

### 1 趣旨

子育てに役立つ情報を体系的にまとめた「かすがい子育て応援ガイドブック」（以下「冊子」という。）を春日井市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

かすがい子育て応援ガイドブック協働発行业者

#### (2) 期間

協定書締結日から令和7年4月30日（令和7年度版発行分まで）

#### (3) 発行時期

令和5年4月、令和6年4月及び令和7年4月

#### (4) 事業内容

別紙「かすがい子育て応援ガイドブック協働発行业者仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (5) 事業に係る費用

協働発行业者は、冊子の企画、デザイン、編集、原稿の作成、広告営業、印刷製本、配送等に係る費用を全額負担し、市は一切の負担をしないものとする。

### 3 スケジュール

	項目	日程等
1	募集開始	令和4年8月1日（月）
2	質問書の提出期限	令和4年8月12日（金）午後5時15分
3	質問に対する回答期限	令和4年8月19日（金）
4	提案書等の提出期限	令和4年9月2日（金）午後5時15分
5	選定結果の通知	令和4年9月中旬
6	協定書の締結	令和4年9月下旬

### 4 参加する者に必要な資格及び事業実施上の条件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 企画提案書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。

(2) 協定締結までの間に、次のいずれにも該当しないこと。

ア 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止の期間がある。

イ 市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 3 月 19 日付け春日井市長、愛知県春日井警察署長締結)に基づく排除措置を受けている。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている。

エ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続きの申し立てがなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続の開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続の開始の決定を受けた者で、再度、入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。

(3) 国税、地方税等の滞納がないこと。

## 5 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(第 1 号様式)に必要事項を記入の上、電子メールで照会すること。照会の際は、必ず電話にて着信を確認すること。

電話等による口頭での問い合わせには対応しない。

(1) 提出期限

令和 4 年 8 月 12 日(金)午後 5 時 15 分(必着)

(2) 提出先

春日井市青少年子ども部子ども政策課

電 話 0568-85-6206

E-mail kodomo@city.kasugai.lg.jp

(3) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和 4 年 8 月 19 日(金)までに質問提出者全員に電子メールまたは F A X で通知するとともに、市ホームページにて公開する。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書

自由様式とし、次の項目を記載すること。

ア 実施体制(担当部署、担当者)

イ 制作全般(提案、校正等)において市との連絡手段

ウ ガイドブックの概要(総ページ数、広告掲載ページ数)

エ 掲載記事案(デザイン、構成、特集ページ)

オ 事業スケジュール

カ 校正回数(初校を含め 4 回以上を必須とする。また、制限を設けない場合は「制限なし」と記載)

キ 校了日を令和5年3月31日とした場合の納品日

※校了日は毎年3月下旬を想定

ク 校正方法

ケ 掲載する広告及び広告業者が、春日井市広告掲載要綱及び医療広告ガイドラインに準拠していることの確認方法

コ その他、独自提案

(2) 同様の事業での実績が分かるもの

(3) 会社概要書（第2号様式）

(4) 提出部数

(1)、(2)及び(3)それぞれ2部ずつ

(5) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送の場合は、提出期限までに子ども政策課に到達したものに限り。未着・遅延等が発生した際、市は一切の責任を負わない。

(6) 提出期限

令和4年9月2日（金）午後5時15分（必着）

(7) 提出先

春日井市青少年子ども部子ども政策課

電話 0568-85-6206

E-mail kodomo@city.kasugai.lg.jp

(8) その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。

イ 企画提案書の著作権は書類の提出があった者（以下「提案者」という。）に帰属する。

ウ 提案は1案とする。

エ 郵送の場合は、提出期限までに子ども政策課に到達したものに限り、必ず到達の有無を電話で確認すること。

オ 提出された企画提案書は、本事業の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

カ 提出された企画提案書の内容について、市から問い合わせをする場合がある。

キ 提出後の資料の追加及び修正は認めない。

## 7 協働発行事業候補者の選定

(1) 選定方法

別紙「評価基準」に基づいた審査の結果、評価点の合計が最も高い者を協働発行事業候補者とする。

(2) 選定結果通知

審査の結果は、9月中旬に提案者全員に対して文書で通知する。なお、審査結果についての問い合わせは応じない。

## 8 協働発行事業候補者提出書類

協働発行事業候補者として決定した者は、次の書類を市へ提出すること。

市が指定した期日までに書類の提出がない、又は募集要領4の条件を満たしていないと判断された場合は、協働発行事業候補者を取り消すこととする。その場合は、募集要領7の選定において、次に得点が高い者を協働発行事業候補者とする。

### (1) 提出書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 3か月以内に発行されたものに限る。

イ 納税証明書等（直近1年度分）

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類

(ア) 国 税 法人税、消費税及び地方消費税等

(イ) 都道府県税 法人都道府県税、法人事業税等

(ウ) 市町村税 法人市町村民税、固定資産税等

※ 提出した書類は返却しませんので、ご了承ください。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

持参または郵送

## 9 協定書の締結

協働発行事業者として決定した者は、市と協働発行事業に係る協定を締結する。

## 10 その他

(1) 募集に要した費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案を辞退する場合は、すみやかに子ども政策課へ連絡すること。